

第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画追加版（子どもの貧困対策に関する施策の追加）素案についてパブリックコメント手続を実施する件（概要）

1 計画策定の趣旨

家庭の経済的な状況が子どもの生活や成長に影響を及ぼしていると推察されることから、子どもの貧困対策に関する施策を推進するための「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画追加版（子どもの貧困対策に関する施策の追加）」を策定したく、計画素案をパブリックコメント手続に付すことについて判断を仰ぐもの。

2 パブリックコメント手続により公表する資料

資料 2（計画概要版）、資料 3（計画本編）のとおり

3 追加計画策定に係る経過

当該追加計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の改正により策定が努力義務化された計画で、市町村子ども・子育て支援事業計画と一体的な策定が可能であることが令和元年 6 月 19 日付け事務連絡により市町村に通知され（資料 4 参照）、併せて、国において子どもの貧困実態把握のための全国共通アンケート調査項目の検討が行われました。

令和元年度には、令和 2 年度からを始期とする「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定中でしたが、子どもの貧困対策に関する効果的な取組みの実施のためには、アンケート調査による市内の子どもや子育て家庭の実態把握が必要であることから、本計画には子どもの貧困対策に関する項目のみを設け、具体的な取組については、追加計画を策定してその中に盛り込むこととしました。

その後、令和 2 年 6 月に全国共通アンケート調査項目が示され、同年 7 月～8 月にかけて市内の子どもや子育て家庭の生活実態アンケート調査を実施し、結果分析及び計画立案作業を進めてきましたが、この度、計画素案が完成したことから、パブリックコメントに付すものです。

		2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021 （令和3年度）
国				
市	第二期子ども 子育て支援事業 計画策定			
	追加計画（子 どもの貧困対 策計画）			

4 計画（素案）の概要

（1）計画策定の目的

令和2年度に実施した「子どもの生活実態に関するアンケート調査」結果によれば、家庭の経済的な状況が子どもの生活や成長に影響を及ぼしていると推察されることから、子どもたちが夢や希望を持つことができる社会を実現するため、「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」に、子どもの貧困対策に関する施策を追加した追加計画を策定し、子どもの貧困対策の推進を図るもの。

（2）計画の位置づけ

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）により策定が努力義務とされている「市町村における子どもの貧困対策についての計画」として、「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」に、子どもの貧困対策に関する施策を追加した形で策定するもの。

（3）計画期間

令和3年度から令和5年度までの3か年（第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の総合的事業分野と終期の整合を図る。）



5 課題

各種統計データ及びアンケート調査の結果を踏まえ、本市の子どもの貧困に関する課題について次のとおり5つの項目に大別しました。

- (1) 相談、支援情報の未到達
- (2) 経済面、生活面における困窮
- (3) 教育・進学・将来への不安
- (4) 不安定な生活基盤
- (5) 自宅以外の活動の制限

6 取り組むべき施策

前項4の課題に対応するため、次の5つの施策について追加的に取り組むこととします。

- (1) 社会的孤立防止のための支援
- (2) 支援を要する家庭への経済的支援
- (3) 多様な将来設計のための学習・教育環境の整備
- (4) 生活基盤強化のための支援
- (5) 遊びや体験の機会の充実

7 公表場所

- ・市民課・小高区役所・鹿島区役所の総合案内
- ・こども家庭課
- ・各生涯学習センター（原町、高平、大甕、石神、太田、ひがし、ひばり、鹿島、小高）

- ・市民情報交流センター
- ・市ホームページ

8 意見提出方法

担当課への書面持参、郵便、ファックス、ホームページ入力フォーム

9 計画策定に向けた今後の主なスケジュール

No.	日付	項目	備考
1	4月20日(火)	企画調整会議	計画策定 (素案)
2	4月26日(月)	庁議	
4	5月12日(水)	鹿島区地域協議会(報告)	
5	5月20日(木)	小高区地域協議会(報告)	
6	5月26日(水)	原町区地域協議会(報告)	
7	6月1日(火)～20日(日)	パブリックコメント	
8	6月下旬～7月上旬	子ども・子育て審議会(諮問)	計画策定 (案)
9	7月中旬	企画調整会議	
10	7月下旬	庁議	

※ 上記のほか、議会に対しパブリックコメント実施報告及び結果報告を実施。